

地方分権の推進のための結束強化に関する共同声明

地方分権は、国対地方という単なる行政内部の問題ではなく、より住民に身近なところで政策決定や税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行うことを可能とする我が国の民主主義及び内政の在り方に関する真の構造改革である。また、納税者の目が届く財政民主主義を実現し、国・地方を通じた財政再建を進め、プライマリー・バランス（基礎的財政収支）の回復にもつながる納税者本位の改革であることも忘れてはならない。

このため、我々、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会の「地方六団体」は、一致団結して、国民的課題である地方分権をさらに推進するため、我々の共通の意思を明確にし、次の事項について確認する。

また、これを契機に、共同して住民生活を守る総決起大会を開催するなど、地方六団体の結束した力を示す取り組みを進めることとする。

○「一丸となって結束する地方六団体」

地方分権を進めるため、何よりも住民とともにある地方自治体が一丸となり、小異を捨て、大同団結し、自らの行動をもって地方の力を示すこととする。

○「地方分権こそが真の構造改革」

地方分権は、「自己責任社会」を実現し、納税者の目の届くところで行政サービスが提供される財政民主主義を確かなものとするという理念のもとに推進する必要がある。

「日本は全国自治体の集合体」である。全国の地方自治体が良くなってこそ日本が良くなるものであり、地方分権は「日本大改造」を推し進める「平成の大改革」である。「地方ができることは地方に」、「地方がなすべきことは地方に」を基本として地方主導の地方分権を実現しなければならない。

○「住民本位・市町村重視の地方分権改革」

我々の使命は地域住民の生活を守り、多様なニーズに的確に応えることであり、地方分権は、まさに住民のため、住民の視点に立って進められるべきものである。

住民に身近な行政は、住民に最も身近な市町村が担うべきであり、都道府県は広域的自治体としてこれを補完するという「近接・補完の原理」により、市町村重視、市町村優先の地方自治を実現する必要がある。三位一体の改革も市町村への税源移譲や地方交付税の配分を優先すべきである。

○「税源なくして削減なし」

三位一体改革はまさしく一体として進められるべきであり、国庫補助負担金の廃止、税源移譲の先送りといった地方財政への負担転嫁は、住民福祉を守るため、断じて認められない。

○「地方分権こそ、国・地方を通じた財政再建の切り札」

地方分権は、受益と負担の関係を明確にすることにより、財政民主主義を実現し、納税者の理解と納得のもと、財政再建を進めることを可能にするものである。地方分権により国も地方もスリム化し、コスト縮減、アウトソーシングや無駄の排除が一段と進むものである。我々地方も徹底した行財政改革を推進し、国・地方を通じた財政再建に協力していく決意である。

平成15年10月16日

全 国 知 事 会 長	
岐 阜 県 知 事	梶 原 拓
全 国 都 道 府 県 議 会 議 長 会 長	
愛 媛 県 議 会 議 長	中 畑 保 一
全 国 市 長 会 長	
石 川 県 金 沢 市 長	山 出 保
全 国 市 議 会 議 長 会 長	
北 九 州 市 議 会 議 長	片 山 尹
全 国 町 村 会 長	
福 岡 県 添 田 町 長	山 本 文 男
全 国 町 村 議 会 議 長 会 長	
京 都 府 園 部 町 議 会 議 長	中 川 圭 一